

# 一般社団法人岡山県バスケットボール協会 基本規定

## 第1章 総則

### 第1条〔趣旨〕

本規定は、一般社団法人岡山県バスケットボール協会（以下、「本協会」という）の定款第49条の規定に基づき、本協会の組織及び運営に関する基本原則を定める。

## 第2章 組織

### 第1節 総則

### 第2条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の組織を構成する機関及びその運営に関する事項について定める。

### 第2節 社員

### 第3条〔社員の承認〕

正会員として入会する場合は、以下のいずれかの基準を満たしていることとする。

- ① 本協会に加盟している団体であること
- ② 本協会が設置している専門委員会であること
- ③ 本協会の目的達成のために寄与すると認められる個人であること

### 第4条〔経費の負担〕

正会員及び賛助会員の会費については、当分の間、徴収しない。

### 第3節 社員総会

### 第5条〔社員総会の招集〕

社員総会の招集は、会長が社員（正会員）に対し、付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催の日の1週間前までに（書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合は2週間前までに）、書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

- (2) 社員（正会員）現在数の10分の1以上から付議すべき事項を示して社員総会の開催を請求された場合はその請求があった日から30日以内に臨時社員総会を開催しなければならない。

### 第6条〔社員総会の定足数等〕

社員総会は、社員（正会員）現在数の過半数の出席がなければ、その議事を議決することができない。

## 第7条〔社員の議決権〕

社員（正会員）は、社員総会における一議決権を有する。

- (2) やむを得ない理由により出席できない社員（正会員）は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- (3) あらかじめ本協会に書面による委任状を提出していれば、他の社員（正会員）を代理人として表決を委任することができる。

## 第4節 役員

### 第8条〔役員を選任〕

理事・監事は加盟団体及び専門委員会からの推薦による者のほか、アンダーカテゴリー部会及び学識経験者から選任する。

- (2) 前項に定める加盟団体及び専門委員会及びアンダーカテゴリーは以下のとおりとする。

理事の選出数は社会人連盟からは4名以内とし、その他は各1名以内とする。

- ① 岡山県社会人バスケットボール連盟
- ② 岡山県ミニバスケットボール連盟
- ③ 総務委員会
- ④ 競技会委員会
- ⑤ 審判委員会
- ⑥ 技術強化委員会
- ⑦ 指導者育成員会
- ⑧ 広報委員会
- ⑨ TO委員会
- ⑩ 医事科学委員会
- ⑪ U18部会
- ⑫ U15部会
- ⑬ U12部会

### 第9条〔役員の設定〕

役員は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。なお、役員が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その役員は任期が満了するまで役員として在任することとする。

## 第5節 理事会

### 第10条〔理事会の開催〕

理事会は、原則として3か月に1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は会長以外の理事から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求された場合、もしくは監事が必要と認め、付議すべき事項を示して理事会の開催を請求された場合はその請求があった日から2週間以内に臨時理事会を開催しなければならない。

#### 第11条〔理事会の定足数等〕

理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

(2) 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

#### 第12条〔理事の議決権〕

各理事は、理事会における一議決権を有する。

(2) 出席理事のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使や書面又は電磁的方法による議決権行使は認められないものとする。

### 第6節 倫理委員会及び各種委員会

#### 第13条〔倫理委員会の設置〕

理事会の諮問機関として、倫理委員会を設置する。

(2) 倫理委員会は、必要に応じ、本協会に関する紛争及び処分について意見を具申する。

(3) 倫理委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

(4) 倫理委員会の構成及び運営に関しては、理事会の決議により別に定める規定による。

#### 第14条〔専門委員会の設置〕

理事会の決議を得て、次の各号の専門委員会を置くことができる。

- ① 総務委員会
- ② 競技会委員会
- ③ 審判委員会
- ④ 技術強化委員会
- ⑤ 指導者育成員会
- ⑥ 広報委員会
- ⑦ TO委員会
- ⑧ 医事科学委員会
- ⑨ 規律委員会

(2) 前項の定めるもののほか、必要に応じ、特定テーマを担当する時限の委員会として特別委員会を設置することができる。

#### 第15条〔専門委員会の組織及び委員〕

各専門委員会は、委員長、副委員長3名以内及び委員若干名をもってこれを構成する。

(2) 各専門委員会の委員長、副委員長及び委員は、本協会の事業に関し、知識、経験および熱意を有する者のうちから、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

#### 第16条〔専門委員の任期〕

各専門委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (2) 委員長、副委員長及び委員が補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (3) 委員長、副委員長及び委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

#### 第17条〔専門委員会の招集・議長〕

各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

- (2) 各専門委員会の招集は、各委員に対し開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りではない。
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長は、会議に出席し、意見を述べることができる。

#### 第18条〔専門委員会の所管事項〕

各専門委員会の所管事項は、別表1のとおりとする。

- (2) 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
- (3) 2つ以上の専門委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、又は委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

#### 第19条〔専門委員会の委員長の権限〕

各専門委員会の委員長は、次の各号の権限を有する。

- ① 委員を選定し、理事会に推薦すること。
  - ② 必要に応じて理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は求めに応じて意見陳述を行うこと。
  - ③ 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること。
- (2) 各専門委員会の委員長は、前項第3号の決定を行った場合には、次の委員会においてこれを報告しなければならない。

#### 第20条〔専門委員会と事務局との連携〕

各専門委員会は、事業の実施に関しては予め本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

#### 第21条〔専門委員会の細則の制定〕

各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。また、特別委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

## 第7節 事務局

### 第22条〔総則〕

本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

### 第23条〔事務局に関する規定〕

事務局の組織、運営および財務・事務処理に関する事項等は、会長が別に定める。

## 第8節 顧問及び参与

### 第24条〔顧問及び参与の選任〕

顧問及び参与は、本協会に功労のあった者及び本県バスケットボールの普及発展に寄与した者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。

## 第3章 加盟及び登録

### 第1節 総 則

#### 第25条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会に加盟するチーム及び本協会に登録する選手に関する事項について定める。

### 第2節 加盟チーム

#### 第26条〔加盟チーム〕

加盟チームとは、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）が制定した「バスケットボール競技規則」に基づき、バスケットボール競技を行うチームであり、本章の定めるところにより本協会に加盟登録したものをいう。

#### 第27条〔加盟種別〕

加盟チームの加盟種別は、JBA基本規定第63条に準ずる。

#### 第28条〔資格〕

本協会に加盟しようとするチームは、岡山県内にその本拠（責任者の住所・活動場所等）を有するものでなければならない。

#### 第29条〔加盟の義務〕

- バスケットボール競技を行うチームは、毎年度本協会に加盟しなければならない。
- (2) 本協会に加盟していないチームは、本協会又は各種連盟が主催又は主管する競技会に参加することはできない。

### 第30条〔加盟の手続き〕

加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、本協会の定める会員登録管理システムを使用し、本協会への加盟手続きを完了しなければならない。

- (2) 加盟は、会員登録管理システムの当該チームの情報が、本協会及び所属する連盟に到達したときに効力を発生する。ただし、内容に不当又は不備が発見された場合はこの限りではない。

### 第31条〔加盟料〕

加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、次の各号のいずれか該当する種別に定める加盟料を本協会に納付しなければならない。

- |        |         |
|--------|---------|
| ① 一般   | 10,000円 |
| ② 高専   | 4,000円  |
| ③ U-18 | 4,000円  |
| ④ U-15 | 2,500円  |
| ⑤ U-12 | 1,000円  |

### 第32条〔加盟の取消〕

加盟チームは、所定の手続きにより、本協会への加盟を取り消すことができる。なお、取り消しの効力は、本協会承認の日をもって発生する。

- (2) 加盟チームが本協会への加盟を取り消しても、すでに納付した加盟料は返還しない。

### 第33条〔加盟チームの権利及び義務〕

加盟チームは、次の各号の事項に関する権利を持つ。

- ① 本協会の組織単位としてその施策に関与すること。
- ② 本協会、中国バスケットボール協会もしくはJBAが主催する競技会またはそれに準ずる競技会（予選会）に参加すること。

- (2) 加盟チームは、JBA基本規定第68条第2項に記載されている事項を遵守しなければならない。これらの義務違反は、本規定及びその付属規定並びにFIBA、FIBA ASIA、JBA、本協会又は中国バスケットボール協会の組織の諸規定に規定された制裁の理由となり得る。

## 第3節 選手登録

### 第34条〔選手登録の義務〕

加盟チームは、第36条〔選手登録の手続き〕の定めるところにより、所属選手の本協会への選手登録を行わなければならない。ただし、加盟チームの登録責任者は、選手から承諾を得た上で選手登録を行うものとする。

- (2) 加盟チームは、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。

### 第35条〔重複登録の禁止〕

選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。

### 第36条〔選手登録の手続き〕

加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、本協会の定める会員登録管理システムを使用し、本協会への所属選手の登録手続きを完了しなければならない。

- (2) 選手登録は、会員登録管理システムの当該チームの情報が、本協会及び所属する連盟に到達したときに効力を発生する。ただし、内容に不当又は不備が発見された場合はこの限りではない。

### 第37条〔登録料〕

加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、次の各号のいずれか該当する種別に定める所属選手数に応じた選手登録料を本協会に納付しなければならない。

- ① 一般 選手数×1,000円
- ② 高専 選手数×500円
- ③ U-18 選手数×500円
- ④ U-15 選手数×400円
- ⑤ U-12 選手数×400円（ただし、小学3年生以下は免除とする）

### 第38条〔登録の変更・取消〕

登録選手は、所定の手続きにより、本協会への登録内容を変更し、または取り消すことができる。なお、変更・取り消しの効力は、本協会承認の日をもって発生する。

- (2) 登録選手が本協会への登録を取り消しても、既に納入した登録料は返還しない。

### 第39条〔登録有効期間〕

登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。ただし、年度をまたぐ競技会に参加している場合は、この限りではない。

- (2) 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）の有効期間は、当該登録を行った日の属する登録年度の最終日（3月31日）までとする。

### 第40条〔選手の移籍〕

選手の移籍に関する事項は、JBA基本規定第3節「移籍」に準ずる。

## 第4章 細則

### 第41条〔細則〕

本規定に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(2) 次の事項に関することについては JBA 基本規定を準用する。

- ① 定款、基本規定、諸規定の遵守義務に関すること
- ② 加盟団体、所属団体に関すること
- ③ 選手の義務および禁止事項等に関すること
- ④ 競技会に関すること
- ⑤ 懲罰に関すること
- ⑥ ドーピングの禁止に関すること

## 第5章 改正

### 第42条〔改正〕

本規定の改正は理事会の議決を得て、これを行う。

(2) 本規定に規定されている条文のうち JBA 基本規定に基づくものは、JBA 基本規定の改正に伴って自動的に改正されるものとする。

## 第6章 附則

### 第43条〔施行〕

本規定は、平成28年4月22日から施行する。

平成30年2月21日一部改訂（平成30年4月1日施行）



別表1 専門委員会の所管事項

1 総務委員会
(1) 定款、基本規定及び各種規定に関すること。 (2) チーム登録及び競技者登録に関すること。 (3) 表彰に関すること。 (4) 各専門委員会の事業計画及び事業報告に関すること。 (5) 各専門委員会の予算及び決算、その他財務に関すること。 (6) 他の専門委員会の所管に属さない事項に関すること。
2 競技委員会
(1) 本協会が主催又は主管する競技会の企画、調整及び運営に関すること。 (2) その他の競技会の開催に関すること。 (3) ブロック大会及び県内各種競技会の日程調整に関すること。
3 審判委員会
(1) 競技規則に関すること。 (2) 審判員の養成および技術向上に関すること。 (3) 審判員の資格審査に関すること。 (4) 審判員・審判委員の派遣に関すること。 (5) コミッショナーに関すること。 (6) その他の審判に関すること。
4 技術委員会
(1) 強化方針に関すること。 (2) 県代表チームの編成、強化に関すること。 (3) 各年代の選手の発掘・育成に関すること。 (4) JBA 育成事業の県内における実施運営に関すること。 (5) その他、選手育成に関すること。
5 指導者育成委員会
(1) 指導者の育成及び資質向上に関すること。 (2) 講習会の開催、各カリキュラムの作成に関すること。 (3) 公認指導者の育成（日本体育協会・JBA）及び資格認定に関すること。 (4) その他、指導者に対するバスケットボール競技の教育普及に関すること。
6 広報委員会
(1) 本協会の事業の広報に関すること。 (2) 記録の整理・保管に関すること。 (3) 年報その他の刊行物の発行に関すること。 (4) 本協会のホームページの管理に関すること。 (5) その他の協会の広報活動に関すること。
7 TO委員会
(1) 競技会のTOに関すること。 (2) テーブル・オフィシャルズの指導・養成に関すること。
8 医事科学委員会
(1) バスケットボール競技に関する医事科学サポート及び調査・研究に関すること。 (2) 選手のメディカルチェック、健康管理及び怪我の経過観察などに関すること。 (3) アンチ・ドーピングに関すること。 (4) 競技会、強化事業における医事科学サポートに関すること。 (5) その他、医事科学に関すること。
9 規律委員会
(1) 競技及び競技会に関連する違反行為に関すること。 （事実関係調査、JBA への報告案作成など） (2) プレイクリーンの推進に関すること。